

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 令和7年度ふくしま海洋科学館来館者対応業務委託
業務委託の場所 いわき市小名浜字辰巳町50 ふくしま海洋科学館内
委託料の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也)
委託の期間 着手 令和7年 4月 1日
履行期限 令和8年 3月31日
契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人ふくしま海洋科学館 理事長 古川 健を甲とし、受託者 〇〇〇〇 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で委託業務の実施に必要なかつ軽微なものについては、乙は甲に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第3条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条の主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第4条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって整理誘導業務の管理をつかさどる主任技術者としてディレクターを置き、当該ディレクターの氏名を甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更)

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第6条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了報告書の提出)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書を提出して検査を受けなければならない。

(業務報告書の提出)

第9条 乙は各日の閉館後、業務報告書（以下「業務日報」という）を作成し、甲に提出しなければならない。乙は各日の業務日報の提出を以て、業務完了届に代えることができる。

2 乙は、前項の業務日報のほか、委託業務の実施について甲から報告を求められたときは甲の指示するところにより、別途随時の報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2項の規定により業務報告書の提出があったときは、その日から10日以内にその内容を検査しなければならない。

4 前項の規定による検査の結果、乙の業務内容が適正に欠くと認められたときは、甲は、乙に対して速やかに業務内容の補正を命ずるものとし、当該補正に要する経費は、乙の負担とする。

5 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届出をして検査を受けなければならない。この場合の再検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、各日の業務日報提出を以て業務完了届に代えることにより、所定の手続きに従って別紙一覧表のとおり委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅滞利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅滞利息は、当初の履行期限（第5条第1項又は第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までに期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

5 第1項又は前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項又は前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第2条の規定に違反したとき。

(4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(5) 第3項に規定する事由によらないで、契約の解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、委託料の額の100分の10に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第 14 条 乙は、第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 13 条第 1 項第 3 号のうち、乙に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第 1 項の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

委託者 住 所 福島県いわき市小名浜字辰巳町 5 0
氏 名 公益財団法人ふくしま海洋科学館
理事長 古川 健

受託者 住 所
氏 名

令和7年度ふくしま海洋科学館来館者対応業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、公益財団法人ふくしま海洋科学館(以下「甲」という。)が管理するふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)の来館者対応業務を委託するにあたり、受託者(以下「乙」という。)が円滑に業務を行うことを目的として定めるものである。

2 委託業務名

令和7年度ふくしま海洋科学館来館者対応業務

3 業務の実施場所

ふくしま海洋科学館(福島県いわき市小名浜字辰巳町50)

4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

(1) インフォメーション業務

① 案内窓口業務

- 展示内容や各種イベント等の問い合わせ対応及びチラシやパンフレットの配布を行うこと。
- 観光案内、交通案内等各種問い合わせに対応すること。
- イベント案内や緊急時の告知事項等について、甲の指示により館内放送を行うこと。
- クレームがあった場合は、初期対応に充分注意し、誠意をもって対応すること。解決できない場合には、速やかにディレクター及び甲に報告し、指示を仰ぐこと。内容については、業務日報で報告すること。
- 迷子等の連絡があった場合は、一時保護すると共に、誘導スタッフと連携を取り保護者等の捜索を行うこと。
- 泥酔者等の入館については、状況に応じて警備員及びスタッフへ周知すること。
- 飲料自動販売機の故障等による損害が発生した場合は、誘導スタッフと連携して迅速に対応するとともに、設置業者に点検修理を要請すること。
- 拾得物、遺失物の受付管理を行い、問い合わせに対応するとともに、情報を集約して甲に報告すること。
- 持ち込み禁止物やペットの同伴不可(介助犬は除く)について説明し、状況に応じて荷物及びペットの一時預かり等の対応を行うこと。
- ペット預かり場の維持管理に努めること。

② 券売・改札業務

ア 券売について

- 券売窓口及び自動券売機にて入館券を販売すること。
- 券売窓口では各種割引及びキャッシュレス決済に対応するほか、年間パスポ

ートの販売及び年間パスポートカードの発行を行うこと。

- 券売窓口及びインフォメーションにて観光券の受領・確認を行い、入館券と引き換えること。
- 券売機の始動・停止を行い、維持管理に努めるとともに、トラブルに対応すること。重大な不具合や故障が発生した時は甲に報告し、指示を仰ぐこと。

イ 改札について

- 券種やパスポートご本人等の確認を行うこと。
- パスポート・再入館については人数のカウントを行うこと。

ウ 再入館について

再入館を希望する入館者に対して、スタンプ等の案内を行うこと。再入館時には当該スタンプ等を確認すること。

エ 入館料の回収業務

- 券売業務終了後、各レジの精算を行うこと。回収した現金は、入金機へ入金すること。
- 甲の指示するところにより、売上点検報告書を作成し、その日のうちに提出すること。

③ 入館管理事務

ア 売掛処理業務

甲の指示するところにより、観光券、助成券、各種売掛前売券及びクレジットカード利用実績の月締め報告書を作成し、甲の決裁後は請求書の発送業務を行うこと。

イ 入館料免除申請及び障害者施設団体入館登録業務

申請の受付・とりまとめ事務及び申請書類等の不備に関する対応を行うこと。甲の承認決裁後は、承認証等の発送業務を行うこと。

④ 電話対応業務

ア 代表電話対応窓口として、団体予約受付、入館料免除、各種割引、前売券、ペット同伴、車イス・ベビーカー貸し出し、拾得物、イベント及び展示内容、観光案内、交通案内等各種問い合わせに対応すること。

イ その他の問い合わせについては、内容を聞き取り、担当部署へ転送すること。

⑤ その他業務

- 来客（入館者以外）の取次ぎ案内等を行うこと。
- その他甲から指示された対応業務を行うこと。

(2) 誘導業務

① 巡回業務

ア 開館前の巡回を行うこと。

館内不備等を発見した場合は担当部署へ連絡報告すること。

イ 閉館時の巡回を行うこと。

滞留者に対し閉館時刻の案内及び退館を促す誘導を行うこと。

ウ 開館時間中は、入館者への案内及び迷惑行為者への注意を払うとともに来館者の安全を確認すること。館内不備や危険物等を発見した場合は、甲へ報告すること。

② 施設管理

- ア 開館時・閉館時に新管理棟及び本館入口の施錠・開錠を行うこと。
- イ 授乳室及び救護室の整理整頓、及び備品管理を行うこと。
- ウ ベビーカー及び車イスの点検等を行うこと。
- エ コインロッカーの点検を行うこと。

③ 案内誘導員の配置

- ア 混雑が予想される場合には、バス停からの入館口まで団体客の誘導を行うこと。
- イ 繁忙期に、入館待ち列及び券売所の整理誘導、最後尾プラカード対応を行うこと。
- ウ 館内各所の入館者の整理誘導を行うこと。入館者の動向に合わせ、入館者の安全を優先した誘導人員の配置を行うこと。
- エ 混雑時には、エスカレーターでの安全管理を行うこと。
- オ 蛇の目ビーチ入水期間中は、状況に応じて来館者の安全を守る監視員を配置すること。
- カ 蛇の目ビーチ入水期間中の繁忙期や土日祝日には、お客さまへのアニマルウェルフェアに基づいた生き物案内のため、案内員を配置すること。
- キ 縄文の里新水エリア入水期間中は、状況に応じて来館者の安全を守る監視員を配置すること。
- ク イベント開催時における来館者の整理誘導を行うこと。
- ケ 花火大会については、詳細が分かり次第、当館警備担当者も交えた打合せで具体的なポスト等を決定する。

④ 緊急時対応

- ア 事件、事故（火災等を含む。）、病気、けが等の発生時には、一次対応を行うとともに、必要に応じて甲に相談の上、消防署や警察等への連絡を行うこと。また、その都度トランシーバーにて、甲へ状況報告を行うこと。非常時等については、甲へ連絡し指示を仰ぐこと。
- イ 非常時等における、すべての来館者の安全確保を行うとともに、避難誘導補助を行うこと。

⑤ 館内閉鎖に伴う業務

館内の一部及び屋外エリアについて、天候及びやむを得ない理由により閉鎖の可能性がある場合は、甲へ判断を仰ぎ、閉鎖対応のための看板掲出や来館者誘導の対応を行うこと。閉鎖解除の際も解除に伴う対応を行うこと。

⑥ ボランティア支援業務

状況に応じて、ボランティアによる館内案内（拾得物・迷子案内等）の支援にあたること。

⑦ その他業務

その他甲から指示された対応業務を行うこと。

(3) レストラン・アクアクロス ホールサービス業務

① 繁忙期のフローア支援業務（厨房での調理業務は除く。）

- ア テーブル及びイスを清掃し、整頓すること。
- イ 食器返却口の片づけを行うこと。

- ウ ドリンクバーの補充を行うこと。
- エ 箸やふきん等、備品の補充を行うこと。
- オ 簡単なメニューの盛り付けを支援すること。
- カ その他甲から指示された対応業務を行うこと。

(4) 釣り場受付整理業務

① 釣り体験受付・誘導業務

- ア 待ち列の待ち時間案内及び整理誘導を行うこと。
- イ 釣り体験参加者へ注意事項や目的を説明すること。
- ウ 参加者を釣り場へ案内すること。
- エ 体験に必要な道具について、準備及び整理整頓を行うこと。
- オ テーブル及び椅子の清掃を行うこと。
- カ 釣り体験参加者の安全監視を行うこと。

② 調理業務

- ア 魚の調理に関すること。
- イ 厨房の準備及び片づけを行うこと。
- ウ 食器の洗浄、整理を行うこと。
- エ 釣り体験参加者への案内を行うこと。

③ その他

- ア 釣り体験を含むワークショップの釣銭準備金を自動券売機へ収納すること。
- イ 業務終了後、売上金を回収し、入金機へ入金すること。
- ウ その他甲から指示された対応業務を行うこと。

(5) 大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務

① 大水槽及び設備環境維持業務

- ア 水槽内の藻類、汚泥の除去作業を行うこと。
- イ その他水槽・設備の環境維持作業を行うこと。
- ウ 取水口の掃除及びメンテナンス作業を行うこと。（年4～5回程度）

② 来館者サービス支援業務

- 展示水槽内において来館者サービス支援業務を行うこと。

③ テンダー業務

大水槽及び設備環境維持業務における潜水作業者の業務補佐を行う。

- ア 潜水者が使用するタンクを使用可能な状態にし、指定場所へ設置すること。
- イ 潜水者が潜水作業中は陸上にて監視すること。
- ウ 潜水タンクの洗浄を行うこと。
- エ 潜水タンクの指定場所保管を行うこと。

④ その他業務

- 飼育管理を補佐・支援する作業を依頼することがある。

6 業務日時

(1) 業務日

- ①誘導・インフォメーション業務、大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務については、本仕様書4の業務期間とする。

- ② レストランホールサービス業務については、別表の業務日とする。
- ③ 釣り場受付整理業務については、別表の業務日とする。
- ④ 大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務については、別表の業務日とする。

(2) 配置人数

- ④ 乙は、ディレクターを除き、業務日に
 - ・ インフォメーション業務は、1日に3名以上
 - ・ 誘導スタッフを2名以上
 - ・ レストラン1名以上
 - ・ 釣り体験業務スタッフ3名以上、配置することとする。
 - ・ 大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務は、潜水作業者を業務日に1名以上配置することとするが、4月から6月及び10月は週に3日間2名以上、7月～9月は週に3日間3名、11月から3月は週に1日間2名以上配置することとする。

(3) 業務時間

- ① インフォメーション業務は、午前8時45分から午後5時45分までとする。
- ② 誘導業務は、午前8時15分から午後5時45分までとする。
- ③ レストランホールサービス業務は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- ④ 釣り場受付業務は、午前8時45分から午後4時45分までとする。
- ⑤ 釣り場厨房業務は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- ⑥ 大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務については、下記の通りとする。ただし、高気圧作業において労働安全上必要な休息等は、関係法令に基づき適宜設定するものとする。

ア 大水槽及び設備環境維持業務・来館者サービス支援業務

作業時間	作業内容
08:30～09:00	潜水作業準備
09:00～16:30	大水槽内環境維持業務及び来館者サービス支援業務
16:30～17:00	片づけ

イ テンダー業務・その他業務

午前8時15分から午後5時15分までとする。(休憩2時間、実働7時間)

※通常の開館時間は以下の通り。

通常期(3月21日～11月30日) 午前9時～午後5時30分

冬期(12月1日～3月20日) 午前9時～午後5時

※すべての業務において、シフトで交代することは可である。

(4) 開館延長などに伴う臨時業務

イベント等の開催により開館時間の延長等を行うことがあるので、当該期間は、業務時間の延長等臨時の業務体制について対応を要する。(以下は予定、変更も有)

- ① GW(5月3日～5日) 午前9時～午後6時
- ② お盆(8月13日～15日) 午前9時～午後8時
- ③ いわき花火大会(8月2日) 午前9時～午後9時頃

7 業務体制

- (1) 乙は、業務の遂行を統括する者を定めること。
- (2) 乙は、誘導・インフォメーション業務にそれぞれ一人以上ディレクターを置くこと。
ディレクターは、金銭の管理、従事者の労務管理、指導等を行うこととする。
- (3) 乙は、本業務遂行にあたり、豊富な知識と経験を有し、接客技術を身につけたものを従事させることとする。
- (4) 乙は、常に甲の監督員の指示により、業務の完全遂行を期するものとする。甲の職員との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の応接に際しては、言語態度に十分注意すること。
- (5) 乙は、事故の取扱措置にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、甲と協議し、独断専行を避けること。
- (6) 乙は、受託業務の履行に当たり他の業務受託者と常に連携を取り、館の円滑な運営が可能となるように努めなければならない。
- (7) 乙は、業務にふさわしい服装及び名札を用意し着用すること。制服のデザイン等は双方協議の上決定すること。
- (8) 乙は、業務遂行にあたり事務所及び休憩室を使用できる。使用者は、各部屋の管理及び整理整頓に努めること。
- (9) 乙は、業務の実施にあたり、常に傷害事故その他の事故が発生することのないように十分注意すること。
- (10) 大水槽内環境維持及び来館者サービス支援業務の業務従事者（以下「従事者」という。）は、業務の要領及び作業器材の仕様等必要な訓練を十分に行い、作業中における事故並びに甲の建物、設備機器及び備品等の破損防止に努めること。なお作業中に事故の発生あるいは甲の建物、設備機器及び備品等を破損したときは、直ちに甲に連絡してその指示に従うこと。また、従事者が作業中に甲の建物、設備機器及び備品等の破損を発見したときは、直ちに甲に連絡すること。
- (11) 業務に要する潜水服と潜水器具は甲が貸与する。
- (12) 業務に当たっては、清掃用具等は甲が用意したものを使用すること。
- (13) 潜水作業等の準備等で必要な場合は、当館の施設を使用できるものとする。
- (14) 収容生物に異常が生じた場合は、潜水作業を中止することがある。この場合、甲乙協議のうえ別途作業を指示するものとする。
- (15) 潜水業務に関し、乙は潜水士免許所有者を潜水作業にあたらせることとし、あらかじめ資格証の写しを甲に提出するものとする。

8 業務管理

- (1) 乙は、当月の出勤者の勤務表を前月末までに甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、配置するスタッフについては、予め募集し、業務に従事する前に接客技術取得のための十分な研修を当館内において行うものとし、必要に応じて追加の研修も実施することとする。
- (3) 乙は、各日の閉館後、甲に業務日報を提出するものとする。業務日報は全体として年間報告書に相当するものとして扱われる。業務期間終了後、業務完了届を提出するものとする。

9 仕様書の適用

本仕様書は、本業務に適用する。

本仕様書に定めのない場合は、本財団と協議のうえ決定すること。

10 疑義

本業務の仕様記載事項に疑義が生じた場合は、本財団と協議すること。

11 その他

(1) 当該契約による委託料については、乙が毎月業務終了後、乙からの適法な請求書に基づき、甲が毎月の委託料を支払うこととする。

(2) 業務の円滑な遂行のため、本契約委託業務終了時に他の業者へ引継がある場合には、誠実に対応すること。

令和7年度 配置人員一覧

いずれも想定日

花火大会
ナイト営業

通常営業時間 9:00~17:30 4/1~11/30、3/21~3/31
冬期営業時間 9:00~17:00 12/1~3/20

4月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	火	○	○	○	-	○	○	1,268
2	水	○	○	○	-	○	○	1,154
3	木	○	○	○	-	○	○	789
4	金	○	○	○	-	○	○	729
5	土	○	○	○	-	○	○	1,751
6	日	○	○	○	-	○	○	1,945
7	月							474
8	火							411
9	水							382
10	木							410
11	金							457
12	土	○	○	○	-	○	○	1,541
13	日	○	○	○	-	○	○	1,993
14	月							485
15	火							573
16	水							388
17	木							426
18	金							871
19	土	○	○	○	-	○	○	1,540
20	日	○	○	○	-	○	○	1,900
21	月							724
22	火							699
23	水							846
24	木							909
25	金							1,646
26	土	○	○	○	-	○	○	3,339
27	日	○	○	○	-	○	○	5,299
28	月	○	○	○	-	○	○	2,864
29	火	○	○	○	-	○	○	4,106
30	水	○	○	○	-	○	○	1,759
計		0	0	0	0	0	0	41,678

5月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	木	○	○	○	-	○	○	1,880
2	金	○	○	○	-	○	○	2,667
3	土	○	○	○	-	○	○	9,334
4	日	○	○	○	-	○	○	11,147
5	月	○	○	○	-	○	○	9,815
6	火	○	○	○	-	○	○	3,769
7	水							636
8	木							532
9	金							647
10	土	○	○	○	-	○	○	1,475
11	日	○	○	○	-	○	○	1,904
12	月							633
13	火							554
14	水							582
15	木							615
16	金							974
17	土	○	○	○	-	○	○	1,664
18	日	○	○	○	-	○	○	2,407
19	月							795
20	火							696
21	水							862
22	木							652
23	金							1,340
24	土	○	○	○	-	○	○	1,917
25	日	○	○	○	-	○	○	2,569
26	月							822
27	火							501
28	水							501
29	木							655
30	金							1,098
31	土	○	○	○	-	○	○	1,900
計		0	0	0	0	0	0	65,543

6月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	日	○	○	○	-	○	○	2,334
2	月							698
3	火							621
4	水							581
5	木							674
6	金							1,068
7	土	○	○	○	-	○	○	2,107
8	日	○	○	○	-	○	○	2,649
9	月							617
10	火							642
11	水							650
12	木							572
13	金							954
14	土	○	○	○	-	○	○	2,212
15	日	○	○	○	-	○	○	2,700
16	月							651
17	火							535
18	水							629
19	木							535
20	金							1,180
21	土	○	○	○	-	○	○	2,388
22	日	○	○	○	-	○	○	2,966
23	月							730
24	火							607
25	水							629
26	木							613
27	金							1,183
28	土	○	○	○	-	○	○	2,166
29	日	○	○	○	-	○	○	2,727
30	月							707
計		0	0	0	0	0	0	37,325

7月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	火							799
2	水							792
3	木							763
4	金							827
5	土	○	○	○	-	○	○	2,242
6	日	○	○	○	-	○	○	2,850
7	月							912
8	火							798
9	水							760
10	木							754
11	金							973
12	土	○	○	○	-	○	○	2,583
13	日	○	○	○	-	○	○	3,408
14	月							770
15	火							854
16	水							805
17	木							839
18	金							919
19	土	○	○	○	-	○	○	3,667
20	日	○	○	○	-	○	○	7,729
21	月	○	○	○	-	○	○	4,698
22	火	○	○	○	-	○	○	1,564
23	水	○	○	○	-	○	○	1,533
24	木	○	○	○	-	○	○	1,662
25	金	○	○	○	-	○	○	1,796
26	土	○	○	○	-	○	○	3,115
27	日	○	○	○	-	○	○	3,888
28	月	○	○	○	-	○	○	2,023
29	火	○	○	○	-	○	○	1,818
30	水	○	○	○	-	○	○	1,908
31	木	○	○	○	-	○	○	1,912
計		0	0	0	0	0	0	59,961

8月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	金	○	○	○	-	○	○	2,105
2	土	○	○	○	-	○	○	6,129
3	日	○	○	○	-	○	○	4,165
4	月	○	○	○	-	○	○	2,407
5	火	○	○	○	-	○	○	2,370
6	水	○	○	○	-	○	○	2,515
7	木	○	○	○	-	○	○	2,843
8	金	○	○	○	-	○	○	4,581
9	土	○	○	○	-	○	○	6,539
10	日	○	○	○	-	○	○	8,101
11	月	○	○	○	-	○	○	8,209
12	火	○	○	○	-	○	○	7,547
13	水	○	○	○	-	○	○	8,543
14	木	○	○	○	-	○	○	9,140
15	金	○	○	○	-	○	○	8,374
16	土	○	○	○	-	○	○	4,426
17	日	○	○	○	-	○	○	4,569
18	月	○	○	○	-	○	○	2,623
19	火	○	○	○	-	○	○	2,472
20	水	○	○	○	-	○	○	2,197
21	木	○	○	○	-	○	○	1,912
22	金	○	○	○	-	○	○	1,942
23	土	○	○	○	-	○	○	3,146
24	日	○	○	○	-	○	○	3,943
25	月	○	○	○	-	○	○	1,644
26	火	○	○	○	-	○	○	1,406
27	水	○	○	○	-	○	○	1,309
28	木	○	○	○	-	○	○	989
29	金	○	○	○	-	○	○	927
30	土	○	○	○	-	○	○	2,181
31	日	○	○	○	-	○	○	2,719
計		0	0	0	0	0	0	121,973

9月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽	参考
								R7 入館者数予測
1	月							857
2	火							880
3	水							866
4	木							876
5	金							1,372
6	土	○	○	○	-	○	○	2,065
7	日	○	○	○	-	○	○	2,466
8	月							793
9	火							902
10	水							1,181
11	木							1,017
12	金							1,452
13	土	○	○	○	-	○	○	2,728
14	日	○	○	○	-	○	○	5,203
15	月	○	○	○	-	○	○	3,212
16	火	○	○	○	-	○	○	846
17	水	○	○	○	-	○	○	853
18	木	○	○	○	-	○	○	1,159
19	金	○	○	○	-	○	○	1,720
20	土	○	○	○	-	○	○	2,681
21	日	○	○	○	-	○	○	3,735
22	月	○	○	○	-	○	○	811
23	火	○	○	○	-	○	○	1,898
24	水	○	○	○	-	○	○	911
25	木	○	○	○	-	○	○	1,162
26	金	○	○	○	-	○	○	1,113
27	土	○	○	○	-	○	○	1,768
28	日	○	○	○	-	○	○	2,112
29	月	○	○	○	-	○	○	700
30	火	○	○	○	-	○	○	783
計		0	0	0	0	0	0	48,122

いずれも想定日

花火大会
ナイト営業

通常営業時間 9:00~17:30 4/1~11/30、3/21~3/31
冬期営業時間 9:00~17:00 12/1~3/20

10月 (人)

日	釣り場	厨房	釣り計	蛇の目	縄文	レストラン	大水槽</
---	-----	----	-----	-----	----	-------	-------